

（毎月1日・15日発行）
青梅市役所秘書広報課
〒198-8701
青梅市東青梅1-11-1
☎ 0428-22-1111
☎ 0428-22-3508

発行・編集

広報 おうめ



青梅市の人口

5月1日現在（前月との比較）		
世帯数	62,555世帯	（94世帯増）
人口	135,585人	（15人増）
（男）	68,039人	（13人減）
（女）	67,546人	（28人増）

7月2日（日）

18歳になったら選挙に行こう！

東京都議会議員選挙



7月2日は東京都議会議員選挙の投票日です。
これからの4年間、都政を任せる、わたしたちの代表を選ぶ大切な日！より一層住みよいまちにするために、皆さん、投票しましょう。

投票時間 午前7時～午後8時

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎ 22-1111

投票できる方は
平成11年7月3日以前に生まれ、今年の3月22日以前から住民基本台帳に登録され、引き続き青梅市に住んでいる方です。（選挙人名簿に登録されている方）

転居の時は
元住所地の投票所で6月15日以降、青梅市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票していただくこととなりますのでご注意ください。

市内に転入した方は
今年の3月23日以降に都内の市区町村から青梅市に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。この場合、投票は7月2日の投票日に前住所地で投票をしていただくか、前住所地の選挙管理委員会でも期日前投票をしていただくか、または青梅市の選挙管理委員会でも不在者投票をしていただくこととなります。いずれの場合も①青梅市長が発行する「住民票の写し」（選挙用は無料）の提示、または②選挙管理委員会による確認が必要となります。

※①を持参すると、確認に要する時間が省略でき、スムーズに投票することができま

入場整理券は忘れずに
投票所の入場整理券は、今回の選挙に投票できる方へ6月23日ごろからの送付を予定しています。投票日には入場整理券に記入されている投票所へお持ちください。万一、入場整理券を紛失したり、破いてしま

投票できない方も
た場合でも投票はできません。また、期日前投票をする際に入場整理券が未着でも投票できます。投票所で係員にお申し出ください。

こんな投票は無効
☆候補者でない人の氏名を書いたもの
☆2人以上の候補者の氏名を書いたもの
☆候補者氏名のほか、他のことを書いたもの
☆自分で書かないもの（ゴム印等で押印したもの等）

☆正式の投票用紙を用いないもの
目が不自由な方は
投票所には、目が不自由な方が点字で投票できるように、点字盤が備え付けてあります。投票所で係員にお申し出ください。

字が書けない方は
からだの不自由な方など、字が書けない方は、投票所で係員にお申し出ください。決められた手続きに従い、投票補助者が代筆します。

選挙公報は新聞折り込みで
◎折り込む新聞：朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売（五十音順）
◎折り込み日：6月28日（水）ごろの朝刊
※新聞をとっていない世帯、広報おうめ等戸別配布の申し込みをしていない世帯の方は、2面掲載の選挙公報補完場所でお受け取りになるか、市選挙管理委員会に郵送をお申し出ください。また、市ホームページでもご覧になれます。

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	障害等の区分	障害等の部位・程度		
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級	戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
	免疫機能、肝臓	1級～3級		要介護状態区分	要介護5
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5			

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

からだの不自由な方の郵便等投票制度

郵便等投票は、重度の障害等がある方が郵便等で投票できる制度です。

郵便等投票ができる方
表1のとおり
※投票用紙に候補者名を自分で書ける方に限りま

代理記載投票制度
郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者（選挙権を有する者に限り）に投票に関する記載をして

もらうことができます。
新たに郵便等投票を希望する方は事前に申請を
郵便等で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付など事務手続きに時間がかかりますので、この制度の対象と思われる方で、新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

からだの不自由な方の郵便等投票制度

当日投票できない方は 期日前・不在者投票を

期日前・不在者投票ができる方
①投票日に仕事がある方
②投票日にレジャーや買い物などで自分の投票区の区域外へ出かける方
③病气やケガ、出産などのため、投票日に投票所へ行けない方
④天災や悪天候のため、投票日に投票所へ行くことが困難な方

投票期間・場所
▼青梅市役所期日前投票所
期間 6月24日（土）～7月1日（土）

時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所2階201・202会議室
駐車場 市役所駐車場をご利用ください。駐車料金は、平日の午前8時～午後5時30分（木曜日は午後8時）は入場から1時間までは無料（割引処理不要）です。平日の午後5時30分以降および土・日曜日にご利用の場合は、割引処理をしますの

へお持ちください。
▼河辺駅前期日前投票所
期間 6月27日（火）～7月1日（土）
時間 午前9時～午後8時
場所 中央図書館多目的室（河辺タウンビルB2階）
駐車場 河辺とうきゅう駐車場（河辺タウンビルA）をご利用ください。利用時間は午前9時～午後8時で、ご利用の場合は、河辺駅前期日前投票所で割引券（1時間無料）をお渡ししますので、投票所受付でお申し出ください。

開票は午後9時から総合体育館で行います

青梅市の投・開票状況は市ホームページで速報！

<http://www.city.ome.tokyo.jp/>

投票速報

午前8時～午後8時の1時間ごと

開票速報

午後9時30分から30分ごとに確定まで

選挙公報補完場所一覧

次の補完場所の玄関、門、入り口などに選挙公報を置きます。

投票区・補完場所		投票区・補完場所	
1	森下児童遊園	17	二俣尾5丁目第2自治会館
2	青梅駅	18	軍畑駅
	青梅市民センター 西分町公会堂分館		沢井市民センター 沢井駅
3	東青梅駅	19	御嶽駅
	市役所		御岳会館
4	総合病院	20	御岳山ふれあいセンター
	大門市民センター	21	富岡1丁目自治会館
	塩船自治会公会堂 木野下会館	22	小曾木市民センター 小曾木4丁目自治会館
5	新町第2自治会館	23	黒沢1丁目第2自治会館
	新町クリニック		黒沢2丁目第1自治会館
6	新町市民センター	24	成木1丁目公会堂
	原今井自治会館		成木2丁目公会堂
7	今井市民センター	25	成木3丁目公会堂
	第二中学校		成木小学校
8	千ヶ瀬町自治会館	26	成木市民センター
	河辺町南自治会館		成木4丁目自治会館
	河辺小学校		成木7丁目自治会館
9	河辺駅(南口階段下)	27	旧北小曾木ふれあいセンター
	河辺市民センター		東青梅6丁目自治会館
10	友田町自治会館	28	給食センター根ヶ布調理場
	友田小学校		吹上自治会館
11	市営長淵第4住宅	29	新町7・8・9丁目自治会館
	長淵市民センター		未広会館
12	駒木町会館	30	霞台第2住宅管理人室前
	宮ノ平駅		霞台小学校
13	日向和田駅	31	新町西保育園
	畑中公会堂		河辺駅(改札口前)
14	和田町会館	32	東青梅市民センター
	梅郷市民センター		霞台中学校
15	よしの保育園	33	八雲会館
	石神前駅		新町中学校
16	第六小学校	その他	霞台第1住宅管理人室前
	二俣尾駅		小作駅(駅構内改札口)

投票所一覧

あなたが投票する投票所は、入場整理券に記載されています。
 入場整理券を確かめてお出かけください。



投票区・投票所		区域 ※()内は番地
1	天ヶ瀬体育館	森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町の全域
2	第一小学校体育館	住江町、本町、仲町、上町、西分町1~3丁目の全域
3	市役所	勝沼1~3丁目、東青梅1~4丁目の全域
4	大門市民センター体育館	野上町1・2丁目、大門1・2丁目、塩船、谷野、木野下1・2丁目、今寺1~3丁目の全域
5	新町市民センター体育館	新町2丁目の一部(1~16)、新町3・4丁目の全域
6	今井市民センター体育館	今井1・2・4・5丁目(2,420を除く)の全域
7	千ヶ瀬町自治会館	千ヶ瀬町1~6丁目の全域
8	河辺小学校体育館	河辺町1~6丁目の全域
9	友田町自治会館	友田町1~5丁目の全域
10	長淵市民センター体育館	長淵1~9丁目の全域
11	駒木町会館	駒木町1~3丁目の全域
12	日向和田2丁目自治会館	日向和田1~3丁目の全域
13	畑中公会堂	畑中1~3丁目の全域
14	梅郷市民センター体育館	和田町1・2丁目、梅郷1~6丁目の全域
15	柚木生産森林組合事務所	柚木町1~3丁目の全域
16	第六小学校	二俣尾1~4丁目の全域
17	二俣尾5丁目第2自治会館	二俣尾5丁目の全域
18	沢井市民センター	沢井1~3丁目の全域
19	御岳会館	御岳本町、御岳1・2丁目の全域
20	御岳山ふれあいセンター	御岳山の全域
21	富岡1丁目自治会館	富岡1~3丁目の全域
22	小曾木市民センター体育館	小曾木1~5丁目の全域
23	黒沢2丁目第1自治会館	黒沢1~3丁目の全域
24	成木2丁目公会堂	成木1・2丁目の全域、成木3丁目の一部(1~369、390~417、1,684~1,905)
25	成木市民センター	成木3丁目の一部(370~389、418~516)、成木4~6丁目の全域、成木8丁目の一部(1~85、215)
26	成木7丁目自治会館	成木7丁目の全域
27	成木8丁目自治会館	成木8丁目の一部(86~205、250~1,099)
28	東青梅6丁目自治会館	東青梅6丁目、根ヶ布1・2丁目、吹上の全域
29	新町7・8・9丁目自治会館	新町7~9丁目、未広町1・2丁目の全域、今井5丁目の一部(2,420)
30	霞台小学校体育館	野上町3丁目、大門3丁目の全域、新町1丁目の一部(21~45)
31	若草小学校体育館	新町1丁目の一部(1~20)、河辺町7・8丁目の全域
32	東青梅市民センター体育館	東青梅5丁目、師岡町1~4丁目の全域
33	藤橋小学校体育館	藤橋1~3丁目、今井3丁目の全域
34	新町小学校体育館	新町2丁目の一部(17~40)、新町5・6丁目、今寺4・5丁目の全域
35	河辺北会館	野上町4丁目、河辺町9・10丁目の全域

政治家の寄附は禁止

贈らない
 求めない
 受け取らない



政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家や候補者に寄附や差し入れを求めることも禁止されています。

選挙人名簿登録地以外に 滞在している方の不在者投票



仕事や旅行で選挙人名簿登録地以外に滞在する方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができません。

不在者投票の手続きは

- 不在者投票の申し出および「不在者投票請求書兼宣誓書」の請求：電話または文書等で青梅市選挙管理委員会へ不在者投票の申し出をしていただき、「不在者投票請求書兼宣誓書」の請求をしてください。(氏名、送付先、連絡先等をお知らせください) 滞在するご住所へ「不在者投票請求書兼宣誓書」を送付します。また、「不在者投票請求書兼宣誓書」は市ホームページからダウンロードすることもできます。
 - 「不在者投票請求書兼宣誓書」の記載および返送：青梅市選挙管理委員会から「不在者投票請求書兼宣誓書」が送付されたら、必要事項を記入し、返送してください。返送していただいた「不在者投票請求書兼宣誓書」は、青梅市選挙管理委員会にて選挙人名簿との照合、確認等を行った後、滞在するご住所へ投票用紙等(投票用紙、投票用紙封入用封筒、不在者投票証明書など)を送付します。
 - 滞在する市区町村の選挙管理委員会での不在者投票：青梅市選挙管理委員会から送付した投票用紙等を、投票日の前日までに滞在する市区町村の選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行ってください。記載済みの投票用紙等は、滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付されます。
- ※不在者投票ができる期間は、告示日の翌日から選挙期日(投票日)の前日までですが、滞在する市区町村の選挙管理委員会から投票用紙等が青梅市選挙管理委員会へ送付されるまで日数がかかるため、早目に投票を行ってください。

